

第1回霞ヶ浦導水モニタリング委員会

議事概要

「第1回霞ヶ浦導水モニタリング委員会」において、以下のとおり審議を行った。

1. 霞ヶ浦導水モニタリング委員会規則について

- ・委員会規則第3条4に基づき、福島委員を委員長に、武若委員を委員長代理に選任した。
- ・委員会規則第4条の2に基づき「霞ヶ浦導水モニタリング委員会運営要領」を決定した。

2. 霞ヶ浦導水モニタリング調査計画（案）について

- ・調査計画について了解を得たが、以下の点について意見等があった。

目次：モニタリング調査計画の目次「3. モニタリング調査の目的」、「5. モニタリング調査の内容」、「6. モニタリング調査結果の評価について」における地下水位の項目の扱いについて整合を図ること。

P4：導送水の停止に伴う導水路内の水質変化への対応について、トンネル内に停滞した水の温度は地温に近づき放流水との差がでることが想定される。導送水の際、導送水先水域の水温に対し、局所的に影響を及ぼす可能性があることも記載すると良い。

P6：モニタリング調査の趣旨として、簡略化の記載があるが、簡略化できない事象となることも想定されるため、その際の対応を記載すること。

P7：外来種の移送について、分布拡大が懸念される種のモニタリング要否を適宜検討との記載があるが、どのように分布拡大を判断するのかを記載すること。

P41：モニタリング調査結果の評価のうち、長期的な評価について、通水後について具体的な期間を記載すると良い。

P42：モニタリング委員会のスケジュールとして、令和7年度から年1回の開催となっているが、難しい課題が発生した場合、年1回の開催で対応できない可能性もある。このため、そのような場合を想定した対応を記載すること。

※なお、上記意見等を踏まえ、霞ヶ浦導水モニタリング調査計画については修正済である。

以 上